

移動式クレーン運転士安全衛生教育開催のご案内

令和7年2月

お客様各位

青森労働局長登録教習機関
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
青森事務所

近年、技術革新の急速な発展に伴い、新たな型の労働災害が発生しています。移動式クレーン等を用いた作業につきましては、死亡・重大災害等重篤な災害に繋がる危険性が極めて高いことから、運転業務に従事するオペレーターには、労働災害防止としての運転操作の技能・判断に負うところが大きいものです。

厚生労働省では、『危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針』（労働安全衛生法第60条の2第2項）に基づき、移動式クレーン運転士免許等所持者を対象に、労働災害防止のための知識を付与することにより当該事業の安全衛生水準の向上を目指しています。

つきましては、本教育を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 開催日時・場所

日時	令和7年7月6日(日)	8時50分～16時10分
場所	(公社)ボイラ・クレーン安全協会	青森市三内字丸山393-2

2. 受講対象者および科目内容等

受講対象者	移動式クレーン運転士免許所有者で、次のいずれかに該当する方 ① 免許取得後、5年以上経過した方 ② 本安全教育（他の教習機関実施も含む）を受講済みの方で、修了証の有効期間が満了する方 ③ 上記①②以外で、本安全教育の受講を希望する方 ※（小型移動式クレーン運転技能講習修了者等）
科目内容等	・ 最近の移動式クレーンと安全装置 2時間 ・ 移動式クレーンの取扱いと保守管理 2.5時間 ・ 災害事例及び関係法令 1.5時間

3. 受講料及びテキスト代（消費税込）

- ・受講料 会員 11,000円 非会員 12,100円
- ・テキスト代 2,215円 使用テキスト：日本クレーン協会 「移動式クレーン運転の安全」
全国クレーン建設業協会 「災害ゼロに向けて」

4. 申込方法・締切日

(1)	申込書に必要事項を記入の上、 写真1枚 （縦3.0センチ×横2.4センチ、6ヶ月以内に撮影、三分身正面脱帽、裏に記名）を貼付し、ご郵送下さい。 送付先 〒038-0031 青森市三内字丸山393-2 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 青森事務所 TEL 017-762-7205 FAX 017-762-7206
(2)	申込書受理後、当方より 受付完了のご連絡 をいたします。受付完了後、受講料の払い込みをお願いいたします。なお、受講日の3日前以降の取消又は欠席の場合は、受講料は返還できませんのでご了承下さい。
(3)	締切日は、令和7年6月27日（金）です。

5. 受講上の注意

- (1) 駐車場がございますので、そちらを利用して下さい。 昼食は各自ご用意下さい。
- (2) 筆記用具を持参して下さい。